

# U29夫婦支援事業補助

新婚世帯を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

**補助対象者** 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届

を提出・受理され、以下の条件すべてを満たす方が対象です。

- ① 夫婦共に婚姻届における年齢が39歳以下かつ、一方が29歳以下であること。
- ② 新婚世帯の所得（所得証明書をもとに、申請のあった日の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。
- ③ 新たな住居が南越前町内にあること。
- ④ 申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されていること。
- ⑤ 夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 過去にこの補助を受けていないこと。

**補助額** 30万円

**提出書類** (以下の書類すべてをご提出ください)

- ① U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 婚姻届受理証明書、または婚姻後の戸籍謄本
- ③ 住民票謄本
- ④ 申請者および配偶者の所得課税証明書
- ⑤ 申請者および配偶者の完納証明書
- ⑥ 奨学金を返済していることが確認できる書類  
(貸与型奨学金を返済している場合)
- ⑦ 振込先の通帳(写し)

※住民票および完納証明書については、

申請書の確認欄に同意することで省略可能。

**提出場所** 保健福祉課または今庄・河野事務所

**問合せ**

保健福祉課

☎0778-47-8007



11月  
児童虐待防止  
推進月間

## ひとりで悩まずに、 お気軽にご相談ください



### 子育てに悩んだら

お子さんをどのように育てたらいいかわからないなど、子育てに悩んだら、お気軽にご相談ください。

- 南越前町子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点(保健福祉課内) ☎0778-47-8007
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
- 親子のための相談LINE(こども家庭庁) <https://page.line.me/?accountId=778asdia>



### もしかして虐待?と思ったら

子どもの泣き声が聞こえる、子どもだけで家にいるなど「もしかして虐待?」と思ったらお電話ください。電話をした方の秘密は守られ、虐待でなかった場合でも罰せられることはありません。

- 児童相談所虐待対応ダイヤル [189]

### 子どものための相談窓口

あなたの周りの人から、つらいこと、痛いことをされたと感じたら、ひとりで悩まずご相談ください。

- 南越前町子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点(保健福祉課内) ☎0778-47-8007
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
- 24時間電話相談(24時間子どもSOSダイヤル) ☎0120-078-310
- 福井県中高生のための悩み相談窓口SNS

<https://page.line.me/299lgxot?openQrModal=true>



■ 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007